

太田市交通非常事態宣言発令要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交通死亡事故等が多発したとき、又は交通事故が激増したとき、若しくはそのおそれのあるときに、市長が、太田市交通非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）を発令し、市、警察、交通関係機関・団体等が連携し、市民に対してその事態を周知し、注意心の喚起を行うとともに、集中的な事故防止対策を推進し、もって市民を交通事故等の被害から守ることを目的とする。

(非常事態宣言の発令要件)

第2条 非常事態宣言の発令対象となる事態は、次のとおりとする。

- (1) 過去3年間の同時期における、交通事故の発生状況を比較し、交通事故の件数が激増したとき。
- (2) 死亡事故、特異事故、ひき逃げ事故等の重大事故が多発し、多数の死傷者が発生したとき。
- (3) その他天候、気象、交通状況等の諸般の情勢から、交通事故が激増するおそれがあり、特に必要と認められるとき。

(非常事態宣言発令の手続)

第3条 太田警察署長は、前条に規定する非常事態宣言の発令要件のいずれかに該当するときは、速やかに市長に文書又は口頭により通報するものとする。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、速やかに関係機関・団体と協議の上、必要があると認めたときは、非常事態宣言を発令するものとする。

3 非常事態宣言を発令するときは、その理由、地域及び期間を指定して発令するものとする。

(非常事態宣言発令に基づく対策本部の設置)

第4条 非常事態宣言発令期間中は、交通非常事態宣言対策本部を設置し、市長を本部長とする。

(非常事態宣言発令における安全対策重点事項)

第5条 交通非常事態宣言対策本部は、非常事態宣言発令の期間中、次に掲げる安全対策重点事項を速やかに実施するものとする。

- (1) 市民に対し、交通事故等の増加実態を周知し、交通事故に対する注意心を喚起すること。
- (2) 自動車等の運転者に対し、安全運転の励行を徹底させること。
- (3) 歩行者、自転車及び乗用車に対し、正しい通行方法を徹底させること。

(安全対策重点事項の実施項目)

第6条 前条各号に規定する安全対策重点事項は、別表に掲げる交通非常事態宣言発令に伴う緊急対策実施事項により実施する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から実施する。